

平成20年5月22日

担当課	福祉保健部 障害福祉課
内線	2455
直通	(095) 895-2455
担当	榊、田中

福祉施設への注意喚起について

身体障害者療護施設つくも苑において、入所者へ誤った服薬が行われ、入所者が死亡するという事故がありました。

服薬と死亡事故の因果関係は、現在、警察で調査中ではありますが、再発防止のため、県内の福祉関係施設に対し、別添のとおり注意喚起を行いましたので、お知らせします。

記

1 文書発送日 平成20年5月22日（郵送による）

2 対象施設	障害者（児）関係施設	554施設（所管課：障害福祉課）	} 別紙1
	救護施設	4施設（所管課：福祉保健課）	
	老人福祉施設	332施設（所管課：長寿社会課）	
	原爆ホーム	2施設（所管課：原爆被爆者援護課）	
	児童福祉施設	338施設（所管課：こども未来課）・・・別紙2	} 別紙3
	17施設（所管課：こども家庭課）・・・別紙3		
	計	1,247施設	

3 その他 　こども政策局については、こども未来課所管分とこども家庭課所管分で通知が分かれている。
　保育所（こども未来課所管）へは市町経由で施設に通知する（中核市分を除く。）。

(別紙1)

番 号
平成20年5月22日

各関係施設長 様

長崎県福祉保健部長
(公印省略)

社会福祉施設等におけるサービス提供に係る事故防止対策の徹底について (通知)

標記については、日頃から各施設において十分留意していただいているところですが、今般、身体障害者療護施設「つくも苑」(佐世保市)において、介護職員が入所者への服薬介助に際し、他の入所者の内服薬を誤って服薬させ、病院へ救急搬送後、その方の死亡が確認されるという事故が発生しました。

誤薬と死亡の関連については、現在警察により調査が行われているところではありますが、県内の福祉施設においてこのような事故が発生したことは、誠に遺憾であり、各福祉施設等のサービス提供において、下記の事項にご留意の上、より一層の事故防止のための対策について、遺漏のないよう徹底をお願いします。

記

1 介護職員等の服薬介助に係る事故防止策の徹底について

服薬介助に際しては、他利用者の薬を誤って服薬させてしまうようなことがないように、服薬者の氏名(フルネーム)は声を出して確認するなど、事故防止策を徹底すること。

なお、服薬介助業務のみならず、配薬等を含め施設内での薬の取扱に関するマニュアルを作成するなど誤薬の予防策を徹底すること。

2 事故発生後の迅速かつ適切な対処について

利用者へのサービス提供上の事故が発生した際には、速やかに家族(保護者)へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに県(所管課)及び関係機関へ報告すること。

(別紙2)

20こ未第149号
平成20年5月22日

各市町保育所担当課長 様

こども政策局長
(公印省略)

保育所における服薬に係る事故防止対策の徹底について(通知)

標記については、日頃から各施設において十分留意していただいているところですが、今般、身体障害者療護施設「つくも苑」(佐世保市)において、介護職員が入所者への服薬介助に際し、他の入所者の内服薬を誤って服薬させ、病院へ救急搬送後、その方の死亡が確認されるという事故が発生しました。

誤薬と死亡の関連については、現在警察により調査が行われているところでありますが、県内の福祉施設においてこのような事故が発生したことは、誠に遺憾であり、各福祉施設等のサービス提供において、下記の事項にご留意の上、より一層の事故防止のための対策について、遺漏のないよう、貴管内保育所へ指導をお願いします。

記

1 保育士等による服薬に係る事故防止策の徹底について

施設内における乳幼児への投薬、処置に際しては、主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするように努めること。また、保育所内において保育士等が乳幼児に服薬する場合は、「服薬依頼書」等の書面による依頼を保護者から受けた上で行う等、事故防止について細心の注意を払うこと。

2 事故発生後の迅速かつ適切な対処について

保育中に乳幼児の事故が発生した際には、速やかに家族(保護者)へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに、施設から市町へ連絡させ、市町は県(こども未来課)及び関係機関へ報告すること。

20こ未第149号
平成20年5月22日

各保育所長 様

こども政策局長
(公印省略)

保育所における服薬に係る事故防止対策の徹底について(通知)

標記については、日頃から各施設において十分留意していただいているところですが、今般、身体障害者療護施設「つくも苑」(佐世保市)において、介護職員が入所者への服薬介助に際し、他の入所者の内服薬を誤って服薬させ、病院へ救急搬送後、その方の死亡が確認されるという事故が発生しました。

誤薬と死亡の関連については、現在警察により調査が行われているところでありますが、県内の福祉施設においてこのような事故が発生したことは、誠に遺憾であり、各福祉施設等のサービス提供において、下記の事項にご留意の上、より一層の事故防止のための対策について、遺漏のないよう、貴保育所職員へ周知するとともに、事故防止について十分に配慮願います。

記

1 保育士等による服薬に係る事故防止策の徹底について

施設内における乳幼児への投薬、処置に際しては、主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするように努めること。また、保育所内において保育士等が乳幼児に服薬する場合は、「服薬依頼書」等の書面による依頼を保護者から受けた上で行う等、事故防止について細心の注意を払うこと。

2 事故発生後の迅速かつ適切な対処について

保育中に乳幼児の事故が発生した際には、速やかに家族(保護者)へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに、市町及び関係機関へ報告すること。なお、市町は、県(こども未来課)へ報告することになっていること。

(別紙3)

20こ家第121号

平成20年5月22日

各関係施設長 様

長崎県子ども政策局長

(公印省略)

社会福祉施設等におけるサービス提供に係る事故防止対策の徹底について (通知)

標記については、日頃から各施設において十分留意していただいているところですが、今般、身体障害者療護施設「つくも苑」(佐世保市)において、介護職員が入所者への服薬介助に際し、他の入所者の内服薬を誤って服薬させ、病院へ救急搬送後、その方が死亡されるという事故が発生しました。

誤薬と死亡の関連については、現在警察により調査が行われているところではありますが、県内の福祉施設においてこのような事故が発生したことは、誠に遺憾であり、各福祉施設等のサービス提供において、下記の事項にご留意の上、より一層の事故防止のための対策について、遺漏のないよう徹底をお願いします。

記

1 看護職員等の服薬看護に係る事故防止策の徹底について

服薬看護に際しては、他利用者の薬を誤って服薬させてしまうようなことがないように、本人で間違いがないか再度確認するなど、事故防止策を徹底すること。

なお、服薬看護業務のみならず、配薬等を含め施設内での薬の取扱に関する管理・取扱マニュアルを作成するなど誤薬の予防策を徹底すること。

2 事故発生後の迅速かつ適切な対処について

利用者へのサービス提供上の事故が発生した際には、速やかに家族(保護者)へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに県(所管課)及び関係機関(子ども・女性・障害者支援センター等)へ報告すること。